

山形県立中央病院病診連携システム 実施要綱および運用細目

——『協力医』制度——



平成17年 4月 1日
山形県立中央病院 地域医療部

〒990-2292 山形市青柳1800

電話 023-685-2618 (地域医療部)

FAX 023-685-2606 (地域医療部)

山形県立中央病院病診連携システム実施要綱

(目的)

第1条 山形県における当院の役割は、県全体の二次、三次医療を担うことにあります。一方で、地域医療の充実をめざし近隣地域の診療所あるいは病院からの紹介患者を快く受け入れ、再びお返しするという患者中心の医療を展開する必要があります。

そのためには診療所医師、他病院医師が連絡し易く、来院し易い開かれた病院とならなければなりません。これらの事を推進することを目的として本システムを設立しました。

(登録)

第2条 本システムに賛同する医師は、別に定める様式により申請し、各科代表者または地域医療部長の推薦により、院長の承認を経て、「協力医」となります。

登録の手続き、登録内容の変更、脱退に関しては、実施要綱の運用細目によります。

二、「協力医」の要件は、次の①②③のいずれかに該当していることとします。

①診療所医師または病院勤務医師。

②かかりつけ医または主治医として一次、二次医療を担っていること。

③本システム実施要綱の目的に賛同する医師。

(紹介患者)

第3条 紹介あった患者は優先的に診療を行い、待ち時間の短縮を図ります。

(紹介・入院の手続き)

第4条 紹介患者の入院の手続きは、病院の規定によるものとします。

二、入院の要否は、当院主治医の判断に基づいて決定し、協力医に必要事項を連絡するものとします。入院に際しては協力医の意向を十分に尊重するものとします。

(協力医の権限)

第5条 協力医は来院し、紹介入院患者を回診することができます。

診療・看護に必要と思われる事項は、当院主治医と連絡協議できるものとします。

二、院内講演会、カンファレンス（指定）に参加できます。

三、図書室を利用できます。（時間内）

(協力医の来院等)

第6条 協力医が来院したときには、地域医療部で必要事項を記載するものとします。

在院時の服装、来院時間などは、実施要綱の運用細目によります。

二、診療録、資料等の閲覧は、当院主治医の了解を得るものとします。

(退院とその後)

第7条 紹介患者の退院に際しては、当院主治医は協力医に対して入院経過および退院後の治療計画を報告するものとします。長期入院になる場合は、途中経過を報告するものとします。

(継続(診療)紹介)

第8条 病状の安定した患者については、協力医に紹介するなど役割分担を明確にするとともに、その後の継続診療についても連携を図り、協力して診療にあたるものとします。

付則 この要綱は、平成13年5月1日より実施。

平成15年1月15日一部改正。

平成15年7月19日一部改正、平成15年4月1日施行。

平成16年2月21日一部改正。

平成16年7月17日一部改正。

山形県立中央病院病診連携システム 実施要綱に関する運用細目

第2条関係

1. 登録の手続きに関して

協力医の新規登録は年間を通じて受付し、特別の申し出、問題がなければ自動更新とします。

2. 登録内容の変更に関して

登録内容に変更が生じた場合は、その都度変更届けを提出してください。

(様式:自由)

3. 協力医の脱退に関して

協力医が脱退希望の場合は、文書で届けるものとします。

(様式: 旨が分かるような自由様式)

第6条関係

1. 来院時手続き

協力医が来院した場合は、地域医療部の協力医来院簿に名前と来院時刻を記入します。

勤務時間外の場合は、医局前に協力医来院簿を設置します。

2. 回診における名札・白衣の着用

協力医として、患者を回診する場合は、名札・白衣の着用を原則とします。

3. 来院時診察に関して

患者診察後に主治医に連絡協議事項等あれば、地域医療部の専用用紙に記入し地域医療部では確実に主治医に連絡するものとします。

4. 来院時間に関して

特に制限を設けません。

(協力医来院簿)は、地域医療部に置きます。

付則 運用細目は、平成15年1月15日一部改正。

平成15年7月19日一部改正、平成15年4月1日施行。